

## 親が認知症に! 財産管理は大丈夫ですか

平均寿命は80歳を優に超え、人生100年時代といわれています。しかし、認知症となる高齢者も年々増加してきていることも現実です。もし、自分の親が認知症となってしまった場合、その財産をどう管理していけばいいのかを考える必要があります。ただ、認知症といってもその程度には差があり、認知症だからこうしなければならないという方法も決まっていません。親の状態や、生活・財産の処分方法の希望なども考慮に入れる必要があります。

軽度の物忘れはあるが体が元気であれば、親も自分で管理すると言うでしょう。その場合は、見守り方などを考えます。その方法は、同居か別居かでも変わってくるでしょう。一方、軽度の物忘れがあり、介護も受け、金融機関に行くことが難しい場合は、委任状をその都度書いてもらい、代わりにお金の引き出しや手続きをすることも提案できます。

この時期に、家族や信頼できる人を後見人候補者とする「任意後見」を検討し、将来、委任状も難

しい状態に備えておくことも必要です。任意後見契約の他にも、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業など、安価で利用できるものもあります。別居の親のために見守りも兼ねて、この制度を利用することも一つの選択肢です。

物忘れが進み、判断能力がなくなるまで認知症だと分からなかった場合、社会と孤立している状態で、何らかの被害や損害を受けている可能性もあります。早い段階から今後の財産管理や介護、医療費の支払い、施設入居などについて考慮しながら見守り、不安なことは地域包括支援センターなどに相談に行くことをおすすめします。

現在は、相続法も改正されています。親が元気な間に、「弱くなっていく間」「自身で身の回りの世話ができなくなったとき」「死亡後」などについて一緒に考えていくことが、トラブルや不利益のない終活の一端になると思います。

愛媛県金融広報アドバイザー  
木原道雄